

法教育

法教育

センターニュース

No. 32

2022年11月7日

第32号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
会長 高岡 俊之



法教育と平和

法教育とは、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手として、法の根本にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身につけてもらうための教育です。法は、異なった価値観や個性をもった人々が、お互いを尊重しながら協力して生きていくための社会ルールです。法教育によって、個人の尊重、立憲主義、自由、公正といった法の基礎となる価値を理解し、自他を尊重する態度、約束や法を守る態度、事実を正確に認識し問題を多面的に分析する能力等を身につけることができます。いたずらに細かな法的知識を教え込むというのではなく、「法の基礎にある価値や原則」に対する基本的な理解を重視し、法的な考え方や法的参加の技能を身につけることで、「個人が尊重される自由で公正な社会」を構築しようとする態度・意欲を育てようとするものが、我々の考える法教育です。

神奈川県弁護士会は、20数年間に亘り、他会に率先して、法教育に真摯に取り組んできました。模擬裁判、出前授業など、これらは極めて意味のある我々の試みであったと思います。

ところが、本年2月、世界では、個人の尊厳、立憲主義、自由、公正といった理念「法の基礎にある価値や原則」を根底からないがしろにする事件が生じました。言うまでもなく、ロシアのウクライナ侵攻及びこれにもとづく戦争犯罪です。この戦争により、今も多数の罪のない命が奪われています。ニュース映像に接するたび、この惨劇を信じることができません。現代の国際社会において、このような戦争が起こるとは、誰も考えていなかったのではないのでしょうか。

この戦争には、話し合いも法的なものの見方や考え方も存在しません。

この事件は、法教育がよって立つ「法の基礎にある価値や原則」、「個人が尊重される自由で公正な社会」という崇高な価値をいとも簡単に根底から抹殺してしまいました。

平和そのものの抹殺とも言えます。

平和の敵は戦争だけではありません。

たとえ戦争がなくても、貧困や差別、人権侵害がはびこる社会は、個人を尊重する自由で公正な社会とは言えないからです。平和を暴力の不在と定義し、戦争や紛争を直接的暴力、貧困や差別などを生み出す社会構造を構造的暴力ととらえる考え方があります。そして、直接的暴力のない状態を消極的平和、構造的暴力のない状態を積極的平和と定義します。

私は、法教育の究極価値の一つには、この積極的な平和が大きく控えていると考えています。法教育は、決して、国内での価値実現だけにおさまりません。もっと世界的な視野に立った大きな価値を含んでいます。

いま、私たちは、教育の重要性を再認識する必要があります。

サマースクール2022

オンラインで徹底議論!



令和4年7月27日(水)、「サマースクール2022」が今年もオンラインにて開催されました。サマースクールは、神奈川県在住の中高生を対象に、物事を多角的な視点から見る力を養うとともに、法律家の仕事を身近に感じてもらうことを目的とした法教育のイベントです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮して、今年も昨年同様にZoomミーティングを利用したオンラインでの開催となりました。

今年のサマースクールもオンライン開催であったために、生徒の応募がどの程度あるのか不安ではあったものの、最終的には約40名の生徒からの申し込みがあり、無事に開催することができました。

今年も、刑事裁判手続の説明を行い、事前に配布したシナリオをもとに弁護士と生徒合計5、6名のグループで評議を行う「模擬裁判」と、弁護士が生徒からの質問に答える「座談会」という構成で行われました。

「模擬裁判」は、弁護士がそれぞれ裁判官、検察官、弁護人の役割で演じた模擬裁判劇の映像を生徒たちと画面共有をして視聴しました。その後、ブレイクアウトルーム機能を利用して、少人数(生徒3、4名と弁護士2名)のグループで評議を行いました。事前に配布したワークシートをもとに、弁護士から提案された考えるポイントを参考に活発な議論がなされました。事実や証拠の評価は立場によって異なること、正解はないこと、ほかの人の意見を聞いて自らの考え方との相違を知ること、違いを知ってさらに自身の考えを深め

ていくことの大切さについて実感している様子でした。

生徒たちからは、「同じ事実も立場によってこんなに見方が変わるの面白い。」「自分が被告人だったらこんな行動するかなとか考えながら検察官や弁護人の話を聞いていた。」「裁判って、ドラマでしか見たことなかったけど、実際は淡々と進むんだと思った。」「いろんなことを考えなきゃいけないって難しいと思った。」などといった声があがり、充実した取り組みであったことがうかがわれました。

「座談会」も模擬裁判同様ブレイクアウトルーム機能を利用して行われました。生徒たちからは、「弁護士になろうと思ったのはなぜか。」「仕事のやりがいってどんなところにあるか。」「弁護士になるにはどのくらい勉強しないとしないか。」などの質問がなされ、担当弁護士らがそれぞれの質問に、時には笑いを交えながら回答をしていました。どの班も和やかに弁護士と生徒の交流がなされていました。

昨年と同様に接続不良等の問題は起こらず、滞りなくサマースクールを進行できました。オンラインでも十分に議論はでき、交流も深めることはできます。もっとも、実際の体験でしか得られないものも当然あります。生徒たちに法律家の仕事をより身近に感じてもらうためにも、来年こそはリアルイベントを開催できることを願っています。

(法教育委員会委員 東 史織)



第15回高校生模擬裁判選手権

令和4年8月6日、日弁連主催の第15回高校生模擬裁判選手権がオンラインで開催されました。これに先立ち、6月4日には、選手権出場校を決める神奈川県予選が実施されました。

1 神奈川県予選

日弁連の選手権が昨年同様オンラインによる全国大会という形で実施され、参加校が全国から集まるようになったため、神奈川県の出場校は1校となりました。これに対して、県内では、湘南白百合学園高等学校、清泉女学院高等学校、桐光学園高等学校、横浜雙葉高等学校の4校から参加申し込みがありました。そこで、選手権出場校1校を選抜するため、予選を行いました。

今年の予選は、模擬裁判ではなく、「死刑囚に対する執行の事前告知の是非」という題材で、各学校にプレゼンをしてもらいました。これは、資料から情報を取り出して評価する力や、論理的に情報を組み立ててこれを伝える力を育てほしいという意図によるもので、模擬裁判と比較すると、検討に要する生徒の負担は軽減されたのではないかと考えています。

予選では、各校とも、当会から提供した資料のみならず、独自に調査した資料なども駆使して、自分たちの主張を非常に論理的にプレゼンしていました。審査では非常に接戦となった末に湘南白百合学園高等学校が選ばれ、選手権に出場することになりました。

2 日弁連高校生模擬裁判選手権

日弁連の高校生模擬裁判選手権では、全国から30校がオンラインで集まり、15法廷に分かれて熱戦を繰り広げました。

模擬裁判選手権は、1つの事件を題材に、法律実務家の支援を受けながら、参加各校が検察チーム・弁護士チームを組織し、高校生自身の発想で争点を見つけ出し、整理し、証人尋問・被告人質問・論告弁論を行うイベントです。湘南白百合学園高等学校は、第1試合(弁護士役)では静岡県富士見高等学校と、第2試合(検察側)では立命館宇治高等学校と対戦しました。

今年の題材は、元交際相手を「手紙で」「内定先にパワハラしてたことをばらしてやる」と脅した事件です。出場校は、脅迫文書のデータが保存されていたパソコンの状況や被告人と被害者の関係などについて、資料をよく分析し、尋問や論告弁論を的確に行っていました。今年の大会では、事前準備の周到さはもちろんですが、尋問で想定していた回答と異なる回答が出たときにさらに詳しく踏み込んでいたなど、参加校の現場対応力の高さが目立っていました。

湘南白百合学園高等学校は、惜しくも受賞することはできませんでしたが、支援弁護士の指導の下、非常に周到に準備を重ね、大変充実した主張を行っていました。

(法教育委員会委員 萩原 経)





桐光学園小学校

6年生に向けた出前授業



令和4年2月8日(火)、桐光学園小学校にて、6年生を対象に「弁護士のお仕事紹介」をテーマとした出前授業を行いました。

ドラマ等の影響もあってか、生徒の皆さんは、弁護士の仕事のイメージとして刑事裁判が一番に思いついたようですが、実は裁判所にいる時間よりも打ち合わせや相談、書類作成をしている時間のほうが長いということを伝えると驚いていました。また、弁護士の活躍の場として、最近ではテレビ等のメディア出演、本の執筆、中にはYouTubeやTikTok等のSNSで活躍する弁護士もいることを紹介すると、「見たことある!」と目を輝かせる生徒もいました。このように、弁護士の活躍の場が多岐にわたるのは、日本が法治国家であり、何気ない生活の一つ一つの場面にも法律がかかわっているからだということを伝え、法律や弁護士が実は身近な存在だということを生徒の皆さんに感じてもらいました。

質疑応答の時間では、定番である「弁護士の年収」や「弁護士を目指したきっかけ」についての質問の他、

「今までで一番難しかった事件は?」という質問、中には「スリーサイズは?」「恋人はいますか?」といったプライベートに迫る質問もいただきましたので、全てNGなしで答えさせていただきました。

後日、ご提供いただいた授業感想カードを見ると、ちらほらと「弁護士になりたいと思いました。」という感想がありましたので、今回の出前授業は大成功だったのではないかと自負しております。ご興味がある小学校関係者の方は、ぜひ神奈川県弁護士会の法教育センターまでお問い合わせください!

(法教育委員会委員 岩崎 健太)



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時



長く法教育センターニュースの編集委員をしているとの自覚はあったものの、本号発行時点で編集委員就任15年目、

センターニュース第1号創刊からは17年目を迎えることができました。

編集委員同士の熱い議論(夜の部)も再開しつつ、今後も充実した情報を発信いたしますので、ご期待ください。
(村上 貴久)



細貝 嘉満 青木 康郎 田丸 明子
河野 隆行 服部 知之 村上 貴久
押田 美緒 大木秀一郎 松浦ひとみ
伊藤 真哉 岩崎 健太 川口 言子

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<https://www.kanaben.or.jp>)
にアクセス!

